

報告第5号, 第6号

平成31年2月19日

平成31年2月定例議会
報告説明資料

報 告 説 明 資 料 目 次

報告第 5 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	2

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第15条 市長は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第21条及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）<u>第10条</u>の規定に定めるもののほか、改良住宅の修繕に要する費用の全部又は一部を入居者に負担させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 入居者の責に帰すべき理由によつて法第21条及び省令<u>第10条</u>に規定する施設を修繕する必要があるときは、入居者が修繕しなければならない。</p>	<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第15条 市長は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第21条及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）<u>第9条</u>の規定に定めるもののほか、改良住宅の修繕に要する費用の全部又は一部を入居者に負担させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 入居者の責に帰すべき理由によつて法第21条及び省令<u>第9条</u>に規定する施設を修繕する必要があるときは、入居者が修繕しなければならない。</p>

鈴鹿市市営住宅条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(同居の承認等)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条第1項の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p>	<p>(同居の承認等)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条第1項の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p>

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。